

2020年度企画乗船券「おき得乗船券」発行事業約款

2020年7月：隠岐観光協会

（目的）

第1条 本事業は、島内での体験メニュー利用と1泊以上の宿泊を必須条件とした企画乗船券の仕組みを導入し、企画乗船券購入者に対し、隠岐航路の運賃・料金（本土隠岐間）を島民割引並み（復路無料）とすることにより、隠岐への旅行喚起並びに隠岐での消費を促し地域経済活性化に繋げることを目的とする。

（名称）

第2条 企画乗船券の名称は、「おき得乗船券」（以下「企画乗船券」という。）とする。

（事業実施者等）

第3条 この事業の実施者は、隠岐観光協会（以下「発行者」という。）とする。

2 発行者は、企画乗船券の販売に係る業務を隠岐汽船（以下「販売者」という。）に委託する。

（予約所）

第4条 企画乗船券の予約受付を行うところをいう。販売者の本社（観光課）とする。

（販売所）

第5条 企画乗船券の販売を行うところをいう。販売者の七類港及び境港の各営業所とする。

（引換所）

第6条 復路の乗船券の引換を行うところをいう。隠岐汽船の西郷港、別府港、菱浦港及び来居港の各営業所とする。

（企画乗船券の概要等）

第7条 企画乗船券の概要は、次の各号に掲げるものとする。

（1）企画乗船券の内容

本土隠岐間の復路乗船引換券とする。

宿泊施設（1施設）と観光体験（1体験以上）の利用を証明・確認することにより復路フェリー運賃（2等）を無料とする。

尚、超高速船は、別途特急料金を支払えば利用可とする。

ただし、復路（隠岐→本土）は、往路（本土→隠岐）乗船日の翌日から利用可とする。

- (2) 企画乗船券の発売枚数 大人・小人を合わせて1,500枚以内とする。
ただし、予算上限の範囲内で追加発行することができるものとする。
- (3) 企画乗船券の販売価格（消費税込）
往復フェリー利用 大人：3,300円、小人：1,650円
ただし、隠岐汽船の運賃改定の際は、価格改定することができるものとする。
- (4) 企画乗船券を利用できる者 販売所にて企画乗船券を購入した本人（代理者による購入を含む）に限り、同行者や家族等を含む他人への転売及び譲渡等は不可とする。
- (5) 企画乗船券の利用期間（出発日基準） 2020年7月20日から2020年12月20日までとする。ただし、2020年8月8日から8月17日の出発は除外とする。
- (6) 企画乗船券の有効期間 往路乗船日から14日間とする。
- (7) 企画乗船券の購入予約 往路乗船日の3日前までに予約所で予約の上、往路乗船日当日に販売所にて購入するものとする。

（企画乗船券の表示事項）

第8条 企画乗船券に次の事項を表示する。

- (1) 発行者並びに販売者及びその連絡先
- (2) 利用にあたっての注意及び制限事項
- (3) 偽造防止にあたっての通し番号
- (4) 紛失・盗難・滅失等に免責

（企画乗船券の予約方法）

第9条 企画乗船券を購入しようとする者は、往路乗船日の3日前までに予約所に必要事項を提示して企画乗船券の予約を申し込み、予約所は企画乗船券を予約する。

（企画乗船券の購入方法）

第10条 企画乗船券を購入しようとする者は、販売所に設置してある乗船名簿に記入の上、予約所で企画乗船券を予約済みである旨または旅行会社が発行した「バウチャー」または「引換書」を販売所に提示し、販売所は企画乗船券を販売する。

（企画乗船券の利用方法）

第11条 企画乗船券利用者は、隠岐島内で宿泊したことの証明及び観光体験をしたことの確認の両方を、企画乗船券面に受けなければならない。宿泊は、宿泊施設による「施設名入りの社印・ゴム印等の押印」、または「施設名の記入及び担当者個人の押印」のいずれかによる証明とし、観光体験は、「隠岐観光協会が発行するスタンプの押印」による確認とする。

2 企画乗船券利用者は、復路の乗船手続時に、引換所に設置してある乗船名簿に記入の上、宿泊証明（1施設）及び観光体験確認（1施設以上）を受けた企画乗船券を添えて提出し、引換所は復路の乗船券を交付する。

（払戻し）

第12条 一旦購入した企画乗船券は、一切払い戻さないものとする。

（宿泊施設の範囲）

第13条 企画乗船券の利用に係る宿泊施設については、隠岐島内に所在する旅館業法に基づく許可を受けて営業する施設（ホテル、旅館、民宿、簡易宿泊所等）及び住宅宿泊事業法に基づく届出住宅とし、その他の宿泊形態（キャンプ場、農家民泊（民宿）等）は対象外とする。

（参画業者）

第14条 観光体験を取り扱うことができる参画業者は、島根県隠岐郡内に事業所を有する事業者のうち、当該企画乗船券発行事業に賛同し、隠岐観光協会の登録を受けた者とする。

2 「参画業者一覧」は隠岐観光協会ホームページ等に掲載するとともに、企画乗船券を購入した者に配布するものとする。

（企画乗船券の保管等）

第15条 企画乗船券利用者、販売所及び引換所（以下「利用者等」という。）は、自己の責任において、利用券を保管するものとする。

2 利用者等が企画乗船券を保管中に紛失、盗難、滅失等の事故が発生した場合は、利用者等本人がその責を負うものとし、隠岐観光協会は再発行ほか一切その責を負わないものとする。

(その他)

第16条 この約款に定めのない必要な事項は、隠岐汽船の運送約款によるほか、隠岐観光協会会長が別に定める。

附 則

この約款は、2020年7月1日から施行する。